

令和 6 年 1 0 月 2 日
電力・ガス取引監視等委員会

ベースロード取引市場 2024 年度第1回オークションに係る監視について

電力・ガス取引監視等委員会は、本年 8 月に日本卸電力取引所において実施されたベースロード取引市場 2024 年度第1回オークションについて、「ベースロード市場ガイドライン(以下、「ガイドライン」という。)」に基づき、供出量、供出上限価格の観点から監視を行いました。

本日、第1回オークションに関する監視結果を取りまとめましたので、以下のとおり公表します。

〔1〕第1回オークション結果の概要

- 第1回オークションの約定量及び約定価格は以下のとおり。

① 短期商品(固定価格取引)

| | 約定量 | 約定価格 |
|-----|---------|-------------|
| 東日本 | 41.0 MW | 15.60 円/kWh |
| 西日本 | 14.8 MW | 12.97 円/kWh |
| 九州 | 0.3 MW | 13.41 円/kWh |

- 短期商品について、2023 年度第1回オークションと比べ、売札平均価格の減少は 1.66 円/kWh、買札平均価格の減少は 0.08 円/kWh であった。

| | 売札平均価格 ^{※1} | 買札平均価格 ^{※1} |
|------------------------|----------------------|----------------------|
| 2023 年度第 1 回オークション | 19.04 円/kWh | 12.33 円/kWh |
| 2024 年度第 1 回オークション | 17.48 円/kWh | 12.25 円/kWh |
| 前期比増減(2024 年度-2023 年度) | ▲1.56 円/kWh | ▲0.08 円/kWh |

※1:売札平均価格及び買札平均価格は、全エリアの注文量及び注文価格の加重平均にて事務局作成。

② 長期商品(事後調整付取引)

長期商品については、いずれの市場においても、約定なしとなった。

〔2〕第1回オークションの監視結果等

- 電力・ガス取引監視等委員会において、ベースロード市場に供出を行った大規模発電事業者の供出状況について詳細な分析を行うとともに、各事業者からその考え方等を聴取すること等により、ガイドラインに基づく取組がなされていたかどうか確認したところ、以下のとおりであった。

➤ 各大規模発電事業者のベースロード市場における供出量は、いずれもガイドラインで

定める投入電力量を満たしており、問題となる事例は認められなかった。

- 第1回オークションにおいてベースロード市場に供出した大規模発電事業者について、ガイドラインに照らして、供出上限価格が適切に算定されていない点は確認されなかった。また、供出上限価格以下の価格で市場への供出を行っていたことを確認した。他方、委員会においては、供出に当たって電力スポット市場から調達せざるを得ない場合、更なる工夫の余地があるとの指摘があり、この点は第3回オークションに向けて改善を図っていくべき課題である。
- 第95回制度設計専門会合(2024年3月28日開催)にて、固定価格取引の供出上限価格に織り込む燃料費単価について、原則として燃料先物価格に基づく燃料価格※を合理的な価格と考え監視を行うこと整理したことから、各大規模発電事業者の燃料費の価格変動リスクの織り込み方については一定の改善が見られた。

※必ずしも燃料先物価格のみを織り込むことが合理的であるということではなく、燃料先物価格に一定額(先物取引に伴う取引コスト、フレート、燃料に係る税額等)を加えた金額を織り込むことには一定の合理性があると考えられる。

- ・ また、大規模発電事業者のうち1社について、2023年度第1回から第3回オークションにおいて、参照先データの誤りにより供出上限価格の算定を誤っていたとの報告があり、当該事実を電力・ガス取引監視等委員会においても確認した。当該算定誤りは、約定結果に影響を与えるものではなかったこと等を踏まえて、事業者に対して口頭で指導を行った。

[3]今後の対応

- ・ 電力・ガス取引監視等委員会では、ガイドラインに基づき、今後当該第1回オークションにおける以下の監視を進める予定である。

① ベースロード市場の受渡年度

大規模発電事業者から、ベースロード市場への供出価格と、ベースロード電源に係る社内又はグループ内取引価格との整合性の確認に必要な根拠の提出を求め、ベースロード電源に係る社内又はグループ内取引価格が、ベースロード市場へ供出した価格を下回っていないかについて確認を行う。

ベースロード電源に係る社内又はグループ内取引価格が、ベースロード市場へ供出した価格を不当に下回るおそれ(注)がある場合、該当事業者に対して詳細なヒアリングその他の必要な対応を行う。

(注)ベースロード電源に係る社内又はグループ内取引価格が、ベースロード市場へ供出した価格を下回っていた場合、通常、ヒアリング等の対応を行うこととなると考えられる。

② ベースロード市場の受渡年度及び受渡年度の翌年度

小売市場重点モニタリングを通じて、社内又はグループ内取引の購入コストを適切に認識した上で小売価格が設定されているかについて確認を行う。

小売平均価格(託送除き)が社内取引を含む電力調達費用と非化石証書の外部調達費用を下回っている場合には、該当事業者に対して詳細なヒアリングその他の必要な対応を行う。

③ ベースロード市場の受渡年度の翌年度

必要に応じて、大規模発電事業者から実績発電コスト・実績発電量と想定発電コスト・想定発電量との比較に必要な根拠の提出を求め、実績と想定との乖離に係る合理性を確認する。

実績と想定との乖離に合理性が乏しいと判断される場合には、該当事業者に対して詳細なヒアリングその他の必要な対応を行う。

(以上)

(本発表資料のお問い合わせ先)
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引制度企画室長 石井
担当者:篠崎、神田、北田
電話:03-3501-1552(直通)